

高齢者の窓口負担増は瀬戸際で凍結が決まりましたが、長期療養病床の削減(→老人保健施設、介護保険による在宅介護への移行)等の高齢者に対する医療費削減はすでに始まりました。

●国民医療費の財源は？

財源別にみると、国民医療費33兆1289億円のうち、公費分は12兆610億円(36.4%)、保険料分は16兆2893億円(49.2%、事業主と被保険者負担)、患者負担4兆7572億円(14.4%)となっています。

●医療保険制度の保険料率改定のしくみ

医療保険制度を主に支える保険料、その改定は財源維持にとって大きな問題です。

ここでは、メインの政府管掌健康保険料の料率及び介護保険料の料率改定のしくみをお話します。

健康保険組合は、保険者である企業、また国民健康保険も保険者である市町村等の財政状況によって保険料率及びその改定は微妙に異なります。

・健康保険料の料率の改定

健康保険料の料率を決めるのは、厚生労働大臣です。

厚生労働大臣は、入ってくるお金(保険料等、国庫補助、事業運営安定資金の運用益)と出て行くお金(保険給付、退職者給付及び老人保健制度への拠出金、各種保険事業等の運営資金)のバランスを見て保険料率を決めます。

この見直しについては社会保険庁長官が行い、バランスを失っている(入ってくるお金が少ないなど)というときには、長官からの申出を受けて厚生労働大臣が社会保障審議会に諮問して保険料を変更します。

政府管掌健康保険の場合、料率の変更は1000分の66~1000分の91の範囲内だと決まっています。

平成19年現在の健康保険料率は**1000分の82**です。そして40歳以上の人(介護保険第2号被保険者)が負担する介護保険料は**1000分の12.3**です。

あわせて**1000分の94.3=9.43%**ということになります。

この料率を標準報酬月額、標準賞与額に掛けた金額を事業主、本人で折半して支払うということになります。

・介護保険料率の改定

まずその前に介護保険のおさらいを。

介護保険は平成12年に創設された市町村等が主体の医療保険を支える制度で、40歳以上の医療保険加入者が被保険者とされています。

65歳以上 介護保険第1号被保険者

40歳以上 介護保険第2号被保険者

ということになっています。

つまり、40歳以上で、健保、国民健保等に加入している人は合わせて介護保険にも加入している、ということです。

そして、65歳以上で要介護、要支援状態となったときに保険給付を受けることが出来るというわけです。

・第1号被保険者の保険料率

出て行くお金(介護給付や各種事業の予想額、借入金の償還等)と入ってくるお金(第1号被保険者の保険料収入、国庫負担等)を勘案し3年は財政のバランスが保てるよう市町村の条例で決めます。

・第2号被保険者の保険料率

政府管掌健康保険の場合

介護納付金(介護保険へ健康保険から納めなければならないお金)の額を健康保険の被保険者の保険料収入の総額で割った数字を基準にして健康保険の保険者である政府(=厚生労働大臣)が決めます。

●西尾の解説

平成19年度の厚生労働白書を読むと、その最初に医療制度改革の項があります。

これまでの医療制度の道程、そして生じた問題、今後の展望と続いています。

これを読むと、医療行政も農政と一緒に、今後こうなるからそれにどう対応するかということが主眼となっています。

少子高齢化が進むことで、介護が難しい状況になるから、予防医療、終末

医療(特に在宅医療)の充実が必要ということを厚生労働白書では謳っています。

しかし、現在勤務医の多くは医師数の不足から過重な勤務をこなし、高齢長期療養者はベッド数の不足から退院を迫られ、老齢単身で帰宅しても介護する人もいなくて困り果てているという状況もあります。

現在の医師不足は、2004年4月にスタートした「医師臨床研修制度」、そして1982年閣議決定された医師養成抑制政策のダブルパンチが招いたものです。

将来こうなると思うから！

ではなくて、ヴィジョンをしっかりと持った上で、政策及び施策を積み上げていって欲しいと思います。

「この世に生を受けてから、その生を全うするまで不安のない医療制度」ということを第一に考えたら、現在の病院からの高齢長期療養者の追い出し、産婦人科医の不足による出産救急のたらい回しなど考えられないと思います。

★トピックス～65歳以上でも取られる介護保険料～

40歳以上でお勤めの皆様は、健康保険料及び介護保険料をお給料から天引きされていますよね。

では、65歳以上の方(第1号被保険者)はどうか？と、云うお話です。

どういう支払い方法かというと、

公的年金が18万円以上ある方は、その年金から天引きされるのです。

つまり、年金保険者(国)が、その年金額から介護保険料を最初から差し引いてしまう、ということです。

平成17年度までは、この年金からの天引きは老齢の年金からだけでしたが、平成18年度からは老齢だけではなく、遺族や障害の年金からも天引きすることになりました。

なんとしてでも取る！という国の意志が透けて見えるお話です。

で、年金が18万円以下の方の場合は、直接納入の通知が市町村から送られてきます。

~~~~~編集後記~~~~~

もう年末のNHKの紅白の話題がネットや新聞紙上を賑わせる季節になりました。

ことは、紅白以外の特別枠を、と言うお話もあるそうです。

紅白で競うとか、盛りだくさんに趣向をこらしてではなく、今年話題になった歌を静かに聴く、というだけで、いいような気もするんですけどね。

視聴率競争は民放に任せて、NHKでしかできないことってないんですかね。

と、思う今日この頃です。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com
WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
